

## 宮城県, 福島県, 岩手県を訪問される皆様へ

平成23年11月7日

東日本大震災にかかる復興支援の一環として、宮城県、福島県又は岩手県のいずれかの地域を訪問する外国人の方で、次の要件を満たす場合には、ビザ手数料を免除することといたしました。詳細については、最寄りの大使館又は総領事館にお問い合わせください。

### 1. ビザ手数料が免除となる要件

#### (1) 対象となる方

ア 短期滞在ビザ以外のビザを申請する場合

対象地域に居住、勤務又は留学する方

イ 短期滞在ビザを申請する場合

対象地域を訪問される方

**(注)対象地域とは宮城県, 福島県, 岩手県の三県です。**

#### (2) 対象となるビザ

平成23年11月15日から平成28年3月31日までにビザ申請した上で取得したビザ

### 2. 必要書類

通常のビザ申請に必要な書類の他、以下の書類を御提出願います。

#### (1) 短期滞在ビザ以外のビザを申請する場合

居住先、勤務先又は留学先が対象地域に所在することを証する書類。

#### (2) 短期滞在ビザを申請する場合

- 滞在予定表(日程表)
- 対象地域を訪問することを証する書類  
航空券予約票, 乗船券予約票, 鉄道の予約票, 対象地域のツアー予約票, 宿舎予約票(宿泊する場合), 対象地域で開催される各種イベントの入場券又は予約票, 対象地域で開催される会議への招待状などのうちいずれか一つ。

(注)上記書類の提出がなく、対象地域を訪問することが確認できない場合は、ビザ手数料は免除されません。